宮崎県への「企業版ふるさと納税」に係るお手続きについて

　この度は、本県への「企業版ふるさと納税」をご検討くださり、誠にありがとうございます。

寄附のお申込みに際しまして、以下についてご確認くださいますようお願いいたします。

必要書類

　○　寄附申出書　（押印していただく必要はありません。）

　 ○　確認シート（別紙）

寄附受入れの流れ

1. 企業から寄附申込書、確認表の提出
2. 県から寄附企業へ「納入通知書」を送付　又は　指定普通口座の案内
3. 企業が納入通知書により入金　又は　指定普通口座への振込により入金
4. 県が入金を確認
5. 県から寄附企業へ「受領証」を送付
6. 寄附企業は、税の申告の際に、地方創生応援税制の適用がある寄附を行った旨を申告し、税制上の優遇措置を受ける

申込方法

　以下の方法によりお申込みください。

　○メール

　　　メールアドレス：sogoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

　○ＦＡＸ

FAX番号：０９８５－２６－７３３１

　○郵送

　　　郵送先：〒880-8501　宮崎市橘通東２丁目１０番１号

問合せ先

　宮崎県総合政策課　調整担当

　TEL:０９８５－２６－７１１５

地方創生応援税制活用事業に対する寄附の申し出について

令和　　年　　月　　日

宮崎県知事　河野　俊嗣　殿

　　　　　　　　　　　　　　（本社等の所在地）

（企業名）

　　 （代表者役職・氏名）

　貴県で実施する『宮崎県まち・ひと・しごと創生事業』に対し、下記の額を寄附することを申し出ます。

記

寄附金額　　　　　　　　　　円

御希望の寄附対象プロジェクト及び寄附額について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| プロジェクト名 | 寄附額（円） | |
| １．子育て応援プロジェクト  ①産婦人科・小児科支援　　②子ども食堂等支援 | ①  ② | 円  円 |
| ２．若者応援プロジェクト  ①奨学金返還支援　　②私立専修学校産業人材育成支援 | ①  ② | 円  円 |
| ３．文化応援プロジェクト | 円 | |
| ４．「スポーツランドみやざき」推進プロジェクト | 円 | |
| ５．ゼロカーボン推進プロジェクト | 円 | |
| ６．農業の未来応援プロジェクト  ①農業遺産活性化支援　　②担い手確保支援 | ①  ② | 円  円 |
| ７．フードビジネス創出プロジェクト | 円 | |
| ８．魅力あふれるまちづくりプロジェクト  ①「美しい宮崎づくり」推進　　②「人と動物の共生社会」の実現 | ①  ② | 円  円 |
| ９．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 円 | |
| １０．どの分野でも良い | 円 | |
| 合　　計 | 円 | |

　※御希望の寄附対象プロジェクトに寄附額を御記入ください。

　※企業版ふるさと納税制度活用のための寄附額は、１０万円以上です。

（別紙）

宮崎県への「企業版ふるさと納税」お申出にあたってのご確認

　貴　　　 社　 　　名

貴社の本社所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　（　都　・　道　・　府　・　県　）

貴社の御担当者様　　（御所属）

　　　　　　　　　　　　　　 （御氏名）

　　　　　　　　　　　　　　 （ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　 （メール）

|  |
| --- |
| **下記要件をご確認いただき、□にレ点をご記入ください**  貴社、貴社代表者及び役員が宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第  2条第1号から第4号までに規定されている暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団  関係者ではないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。 |

|  |
| --- |
| 【参考】  　暴力団関係者の定義  「宮崎県暴力団排除条例」  　第２条  (1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。  (2) 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。  (3) 暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。  (4) 暴力団関係者　暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。  (5) ［略］  (6) ［略］ |

◆公表の可否について

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名の公表 | 可　　　　　　不可 |
| 御社ＨＰ（ＵＲＬ）の公表 | 可　　　　　　不可  →「可」の場合、掲載するURL（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 寄附額の公表 | 可　　　　　　不可 |

※法人名は可能な限り公表とさせていただければと存じます。法人名の公表を希望されない場合は事前にご相談ください。（令和７年度の制度改正により、契約手続き等において、一定の場合、寄附法人名の公表が必要となったため。）

◆納入方法について

|  |  |
| --- | --- |
| 納入通知書による納入 | ・下記金融機関での納入が可能です。  宮崎銀行、宮崎太陽銀行、みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、大分銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、九州労働金庫、熊本県信用組合  ※上記金融機関以外での納入は手数料がかかります。 |
| 指定普通口座への振込による納入 | ・後日お知らせする、普通口座へ振込いただきます。  ※振込手数料がかかります。 |

◆寄附先に本県を選んでいただいた理由について（初めて御寄附をいただける企業様のみ）